

損害賠償の額の決定の専決処分について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成25年9月2日提出

高山市長 國島 芳明

記

No.	項目	内容		
1	発生時期・場所	平成25年4月7日 午前0時30分頃 高山市一之宮町5482番地先（市道清水石原線）		
	事故の概要	道路法面からの落石による走行中の車両破損事故		
	相手方	[REDACTED]		
	事故の種類	人身	物損（フロントバンパー等）	
	被害総額・市の過失割合	—	196,031円・100分の100	
	賠償金	—	196,031円	
	内訳	保険金	—	196,031円
		一般財源	—	0円
専決年月日	平成25年7月4日 地方自治法第180条第1項			
2	発生時期・場所	平成25年4月24日 午後4時頃から 平成25年4月25日 午前9時頃まで 高山市西之一色町3丁目426番地2先（市道西之一色2号線）		
	事故の概要	陥没箇所を応急措置した舗装タールが通行車両に跳ね上げられたことによる自宅駐車場に駐車していた車両の汚損		
	相手方	[REDACTED]		
	事故の種類	人身	物損（ボンネット等）	
	被害総額・市の過失割合	—	17,472円・100分の100	
	賠償金	—	17,472円	
	内訳	保険金	—	17,472円
		一般財源	—	0円
専決年月日	平成25年7月18日 地方自治法第180条第1項			

No.	項 目	内 容		
3	発生時期・場所	平成25年5月29日 午前8時頃 高山市清見町三日町477番地1 (清見中学校駐車場内)		
	事故の概要	スクールバスと駐車中の車両との接触事故		
	相手方	[REDACTED] [REDACTED]		
	事故の種類	人 身	物 損 (リアバンパー等)	
	被害総額・市の過失割合	—	137,146円・100分の100	
	賠償金	—	137,146円	
	内 訳	保 険 金	—	137,146円
		一般財源	—	0円
専決年月日	平成25年6月26日 地方自治法第180条第1項			